



もし自転車等を 放置したら!?



通勤や買い物のために放置禁止区域に自転車を放置してしまうと…



巡視員が警告書を取り付け、自転車を撤去します。



撤去されてしまった場合は市営細江町駐車場へ行ってください。



確認しますね

返還に必要なものを持参し、返還申請書を提出していただくと…



次からはちゃんと駐輪場に止めよう!

ようやく自転車が返ってきました。放置は絶対に止めましょう!

放置禁止・抑制区域に**放置された自転車等**は、 **10月1日から撤去**されます!



Q1. 放置ってどういうこと?

自転車等を直ちに移動できない状態のこと。
置いている時間の長さには関係ありません。



Q2. 撤去の対象は?

自転車と排気量50cc未満の原動機付自転車です。



Q4. どれだけの時間 放置したら撤去されるの?

放置禁止区域内では**即日**、放置抑制区域では移動命令から一定時間経過後に撤去します。



Q6. 撤去された自転車 はどこで返しても らえるの?

市営細江町駐車場です。保管開始から6カ月経過した自転車等は法律の規定により市に所有権が帰属するのでお早めに引き取りにきてください。
※返還日と返還時間は、現在検討中です



Q8. どこに止める ことができるの?

駐車を3カ所設置していますので、ご利用ください。

- 下関駅北自転車駐車場
- 下関駅南自転車駐車場
- 原動機付自転車等駐車場

★駐車の定期券を販売します★

利用希望月の前月20日～末日の午前7時～午後7時に、下関駅北自転車駐車場内の管理小屋で購入してください。一般の方は身分証明書(運転免許証など)を、学生は学生証を持参してください。
※初回購入時・再発行時は発行手数料が500円必要(更新は無料)
※9月～11月は毎日受け付け(原動機付自転車等駐車場は10月20日から受け付け)



Q3. どこに放置したら、 撤去されるの?

自転車等放置禁止区域や自転車等放置抑制区域内の公共の場所(道路や駅前広場、公園等)です。私有地内に放置された自転車等は撤去しません。



Q5. チェーンでフェンス などにつないでい れば撤去されないの?

必要な措置として、やむを得ずチェーンを切断することがあります。切断したチェーンの弁償等はできませんのでご了承ください。



Q7. 返還に必要なもの は?

- ☆ 引取通知書(届いている場合のみ)
- ☆ 身分証明書
- ☆ 印鑑(署名自筆の場合は不要)
- ☆ 自転車等のカギ
- ☆ 返還に係る費用…自転車2,000円、原動機付自転車3,000円



駐車場料金

● 定期駐車(1カ月) ●

自転車 1,500円(一般)
1,000円(学生)

バイク等 2,500円

● 一時駐車(2時間以内の出庫は無料) ●

自転車 24時間までごとに100円

バイク等 24時間までごとに200円

2014年秋

JR下関駅周辺の 自転車等の駐輪対策本格始動

自転車等を止める前に…

ちょっと待って!



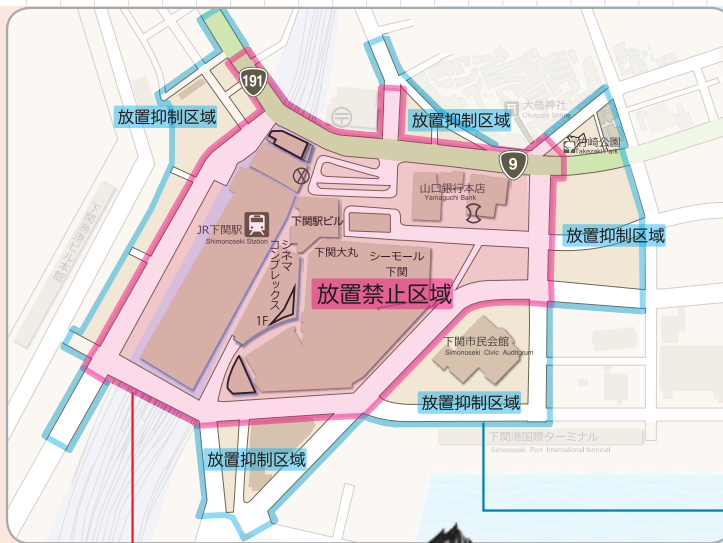
自転車等…自転車、原動機付自転車(50cc未満)

「下関駅にぎわいプロジェクト」により、きれいに生まれ変わった下関駅周辺。しかし、まだ解決されていない問題が1つ…。それは**放置自転車**。歩道上などに放置された自転車等は歩行者にとって迷惑だけでなく、救急活動の妨げとなったり、まちの景観を害したりと、さまざまな問題を引き起こします。

そこで、自転車等の放置を防止するため、下関市自転車等の放置防止に関する条例を制定し、下関駅周辺の公共の場所に放置された自転車等の撤去を開始します。

詳細 交通対策課 ☎231-1909

JR下関駅周辺は 自転車等放置禁止区域・放置抑制区域に指定されています



自転車等放置**禁止**区域

自転車や原動機付自転車が放置されることにより良好な生活環境が阻害されている区域に指定し、自転車や原動機付自転車の放置を禁止します。

放置自転車等に付けられる「警告書」▶



自転車等放置**抑制**区域

放置禁止区域の周辺で自転車等の放置が増加し、良好な生活環境が阻害されるおそれのある区域に指定し、自転車や原動機付自転車の長時間の放置を禁止します。

放置自転車等に付けられる「移動命令書」▶

